

令和2年8月27日

第26回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 26 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 8 月 27 日(木) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による申請取下について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更について
- 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

25 番 生 川 裕 也	36 番 前 田 真 津 美
--------------	----------------

1 小委員長

19 番 坂 元 一 彦

1 欠席委員

3 番 今 村 秀 一, 16 番 西 村 圭 史

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

臨時的任用職員

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

中 林 美 沙 樹

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会 午後2時00分

事務局

全員，ご起立願います。
一同礼。
指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。
(唱和)

議長

ご着席ください。
ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第26回指宿市農業委員会を開会いたします。
本日の議事録署名委員に「4番委員」と「5番委員」を指名いたします。

事務局

早速，議題に入ります。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを，議題といたします。
事務局に説明を求めます。

議長

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。
議案書の1ページをお開きください。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
以下については，お目通しください。

事務局

次に，報告第2号農地法第5条の規定による申請取下についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。
報告第2号農地法第5条の規定による申請取下についてをご報告いたします。
議案書の7ページをお開きください。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長

本案件は，平成29年5月26日開催の第23回農業委員会議案第4号10番で申請があり，資材置場へ一時転用することについてご審議いただきましたが，隣接地において事業を営む法人との協議が進行中であったことから，その協議が円満に解決したことを示す書類の提出をもって許可することとし，許可書の交付は現在まで保留しておりました。
今回，当初の目的達成の目途がたたないとのことから，取下申請があったものです。
なお，本申請地については，併せて利用権設定の申請があり，本日議案第1号にてご審議いただくこととしております。
ただいま，事務局の説明のとおりであります。

事務局

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は議案書の8ページから96ページまでの306件で、うち新規の利用権設定が302件、再設定が4件となっています。

また、10件は農地中間管理事業で重複しています。

それでは、議案書の8ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、合計は612筆、76万6,704㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと590筆、73万3,103㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の利用権設定分1番から4番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、2番委員の退席を求めます。

(2番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号の利用権設定分1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の利用権設定分1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(2番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の5番から8番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、9番委員の退席を求めます。

(9番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

委員
議長

委員
議長

委員 議長	<p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号の利用権設定分5番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号の利用権設定分5番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>(9番委員の復席確認)</p> <p>次に、利用権設定分の9番と10番について、ご審議願います。</p> <p>これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、19番委員の退席を求めます。</p> <p>(19番委員の退席確認)</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員 議長	<p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号の利用権設定分9番と10番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号の利用権設定分9番と10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>(19番委員の復席確認)</p> <p>次に、議案第1号の利用権設定分11番から14ページ28番までにつきましても、新規就農者6名に関する案件であり、各地区の担当委員が営農状況等の調査を行っておりますが、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止策のひとつとしまして、各担当委員によります個別の報告とはせず、事務局によります一括報告に変更して進行いたします。</p> <p>それでは、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。</p> <p>申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。</p> <p>また、営農計画書については、資料の1ページから6ページに掲載していますので、併せてご覧ください。</p> <p>まず、番号11番から15番につきましても、13番委員と33番委員に調査を行っていただきました。</p> <p>申請人は、以前は、会社員として仕事をしていましたが、父親が農業をしていたこともあり、8年程前、二人の子どもが育ったため、農業をじっくりやってみようと思い始めました。</p>

農機具等は所有しており、栽培技術、農機具等の操作についても会社員時代から父親の手伝いをしていたため、問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に一人ですが、繁忙期は子どもたちの協力をもらうとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、番号16番と17番についてですが、調査は4番委員と23番委員に行っていました。

申請人は現在59歳ですが、奥さんの実家が専業農家であったため、本人も15年程前から会社勤めをしながら、休みの日に手伝っていたそうです。

農機具等は所有しているものや、妻の実家のものを使用し、栽培技術、農機具等の操作についても15年前から農業を行っているため、問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に妻と二人です。

なお、営農計画書は資料の2ページになります。

次に、番号18番と19番につきましては、10番委員と30番委員で調査を行っていました。

以前は、コンピュータの修理をする仕事をしていましたが、退職後農業を始めました。

農機具等は所有しており、操作については、メーカーの人から教わるそうです。

また、栽培技術については、親しい農家の方から教わっているそうです。

作業に従事するのは、基本的に妻と二人です。

なお、営農計画書は資料の3ページです。

次に、番号20番と21番につきましては、9番委員と28番委員に調査を行っていました。

学校卒業後15年間会社に勤め、その後父の跡を継いで、約18年間農家として仕事をしています。

農機具等は所有しており、栽培技術、農機具等の操作についても18年前から農業を行っているため、問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に一人です。

なお、営農計画書は資料の4ページです。

番号22番から26番につきましては、2番委員と21番委員で調査を行っていました。

会社員として10年以上勤めた後、親の跡を継いで農家になりました。

農機具等は所有しており、栽培技術、農機具等の操作については、現在すでに農業を行っているため、問題ありません。

作業に従事するのは、基本的に妻と二人です。

なお、営農計画書は資料の5ページに添付しています。

次の番号27番と28番は、2番委員と21番委員が調査を行いました。

以前は会社員でしたが、後継者として就農しました。

農機具等は所有しており、栽培技術、農機具等の操作については親から教わるため、問題ありません。

作業に従事するのは、基本的に妻と二人で、繁忙期には両親に手伝ってもらおう予定です。

なお、営農計画書は資料の6ページになります。

以上で、新規就農者の報告を終わります。

議長 ただいま、事務局によります報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号の利用権設定分11番から28番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号の利用権設定分11番から28番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の利用権設定分11番から28番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、利用権設定分の29番から96ページの306番までは、事務連絡にてご案内のとおり、一括審議いたします。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員 いくつかお伺いします。65番の賃借料が高いように思いますが、理由をお願いします。

事務局 この金額は、ハウス代込みの金額のようです。

8番委員 次に76番と101番は安いですが、特別な理由があるのでしょうか。

事務局 76番につきましては、1,757㎡となっておりますが、現況は作付出来る面積が500㎡程しかないため、この金額になっているようで

す。

次に101番ですが、貸人、借人は親戚であるため、この金額になっているようです。

8番委員 分かりました。

次に、185番は物納ということですが、貸人と借人はどのような関係かということと、貸借期間30年ということですが、年齢をお願いします。

事務局 貸人と借人は親戚関係で、貸人は82歳、借人は57歳です。

8番委員 分かりました。

次に、287番は南九州市から山川まで通作ですが、作物の種類と使用貸借の理由をお願いします。

14番委員 作物はスナップエンドウです。5、6年通作しています。借人の奥さんが貸人と兄妹です。

8番委員 分かりました。ありがとうございます。

事務局 今回、利用権設定が非常に多いですが、何か理由があるのですか。

今回につきましては、国の交付金事業である高収益作物次期作支援交付金というものがあまして、利用権設定していない土地は交付対象としないことから、このような件数になったものと思われま。

8番委員 今月だけの特別なことですか。

事務局 来月以降も続くと思われま。

8番委員 分かりました。

18番委員 交付金のことですが、反別に制限があるのですか。

事務局 野菜につきましては、10a当たり5万5千円で、ハウスの果樹と観葉植物等については、10a当たり80万円となっています。(17ページに訂正発言あり)

18番委員 お茶農家の申請も多いようですが、お茶も対象ですか。

事務局 お茶も対象になっています。

6番委員 256番の■■■■ですが、■■■さんが1町5反位貸して、10a当たり30,000円ということですが、ハウス代を含んでの金額ですか。

事務局 申し訳ありませんが、ハウス有無は確認していません。

6番委員 251番はお茶農家だと思いますが、5年で良いのでしょうか。

事務局 5年を区切りに更新するようです。

6番委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号の利用権設定分29番から306番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の利用権設定分29番から306番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査に当たっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 8月11日の転用調査時に、私と25番委員、36番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき、1番から12番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から5番は、親族や親子間での贈与です。

6番は知人への贈与ですが、譲受人が長く賃借していることから、贈与での申請となったものです。

また、これらについては、贈与税のことも理解しているとのことですので。

7番から12番は、売買による申請でございます。

なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の7ページから41ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農地法第5条事業計画変更についてを議題といたします。

これにつきましては、本日出席の農業委員にて現地調査を行いましたので、事務局からの報告を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条事業計画変更についての説明をいたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

資料の42ページをお開きください。

番号1番と番号2番ですが、関連がありますので、併せて説明いたします。

番号1番は、令和元年9月25日第15回委員会議案第4号3番で申請があり、転用目的貸倉庫で許可を受けていた案件であります。

番号2番は、令和2年2月25日第20回委員会議案第5号6番で申請があり、転用目的貸駐車場で許可を受けていた案件であります。

いずれの案件についても、許可後申請地を含む一帯にドラッグストアを出店する計画が持ち上がり、周辺の土地所有者がその出店計画に応じ、同意していったため、当該申請者も当初の目的を断念し、店舗及び駐車場の転用へ事業を継承したい旨の申請があったものです。

土地の形状や周辺農地への影響については、問題ないものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、転用計画者が変更となることから、今回、新たに5条の申請がなされ、本日、議案第4号にてご審議いただくこととなっております。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

委員
議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。

議長

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてのうち、1番から5番についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査に当たっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の43ページをお開きください。

申請地は、 から北へ130m行った農地で、東と西は畑、南は宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、歯科医院を経営していますが、駐車場が手狭なため、今回、医院に隣接する申請地を取得し、駐車場を整備する計画であります。既に申請地を駐車場として使用していたことから、今回、始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済みです。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は通路です。

資料の44ページをお開きください。

申請地は、 から北へ360m行った農地で、東と南は畑、西と北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は福祉施設を経営する法人の代表であり、申請地を取得し、建築中である新園舎への通路拡張を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、資材置場及び事務所です。

資料の45ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ330m行った農地で、東は市道、西と南は雑種地、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は隣接地で鉄工所を経営しており、申請地を取得し、資材置場及び事務所を整備する計画であります。既に申請地を資材置場として使用していたことから、今回、始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済みです。周囲に農地はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は一般住宅です。

資料の46ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ230m行った農地で、東と南は公衆用道路、西は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、農業用倉庫及び作業場です。

資料の47ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ450m行った農用地区域内農地で、東は用悪水路、西と北は畑、南は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、令和2年6月26日付けで、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は農業を営んでおり、自宅に隣接する申請地を使用貸借し、農業用機械や資材を保管するための農業用倉庫及び作業場を整備する計画

であります。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは議案第4号のうち、1番から5番について、ご審議願います。

ご質疑、意見はございませんか。

8番委員

1番と3番について、いずれも申請者の自宅や作業場の隣で、始末書添付とのことですが、何年前から使用していたのでしょうか。

事務局

1番は、10年前から駐車場として使用していたようです。3番は、5年程前から使用していたとのことでした。

8番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号のうち、1番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定のうち、1番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、6番を議題といたします。

これにつきましては、本日出席の農業委員にて現地調査を行いましたので、事務局からの報告を求めます。

事務局

番号6番について、事務局より説明いたします。資料の42ページをお開きください。

転用目的は、店舗及び駐車場です。

現地調査の際にもご説明いたしましたとおり、農地区分・許可事項については、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ210m行った農地で、南は雑種地、それ以外は市道に接しています。

申請人は、ドラッグストアを展開している法人で、申請地を賃借し、新たに店舗及び駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲にブロックを積む予定です。雨水等については、敷地内に側溝や集水桝を設けるなど対策を施し、建物と隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま事務局による報告のとおりでございます。

それでは、6番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、17番委員の退席を求めます。

(17番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号のうち、6番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定のうち6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の105ページをお開きください。

議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出5件、貸付申出2件でございます。

修正をした関係で、番号2から番号6が売渡、番号1と番号7が貸付となっております。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の50ページ以降に掲載しています。

続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は108ページになります。

今月は、借受申出1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げますので、議案書の105ページをお開きください。

番号1は33番委員と13番委員。

番号2は23番委員と4番委員。

番号3は25番委員と6番委員。

番号4は27番委員と18番委員と8番委員。

番号5は32番委員と2番委員。

番号6は22番委員と3番委員。

番号7は23番委員と4番委員。

引き続き、買受・借受希望について申し上げます。

番号1は33番委員と13番委員と37番委員と17番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した農業委員に配布しております。本日出席していない農地利用最適化推進委員へは、事務局からも文書で通知しますので、本日出席の委員は、これまでと同様に、農地利用最適化推進委員と連携してあっせん活動を行うようお願いいたします。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といた

事務局	<p>します。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。</p> <p>議案書は109ページから111ページになります。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。</p> <p>その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。</p> <p>よって、43筆28,636㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。</p> <p>なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第6号について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
14番委員	<p>5番は削除となりましたが、書類が提出され次第、再度判断することになるのですか。</p>
事務局	<p>現状は非農地として判断するところですが、利用権設定がされていますので、合意解約がされ次第、再度判断することになると思います。</p>
14番委員	<p>利用権設定は誰がしているのですか。</p>
事務局	<p>親子間での使用貸借です。</p>
14番委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにごいませんか。

5番委員

議案第1号の中で、降灰事業で建てたハウスを貸すようになっている案件がありましたが、農業に意欲的に取り組むとのことで補助事業が導入されたと思いますが、そういうものを貸すということについて、市としての考えはどうかということを指摘したいと思います。

事務局

先ほど高収益作物次期作支援交付金の80万円の交付対象について、果樹と観葉植物という説明をしましたが、誤りでした。正しくは花きでした。お詫びして訂正いたします。

8番委員
議長

先ほどの5番委員の件ですが、補助金返納にはならないですか。

すでに期間が経過していますので、返納対象にはならないと思います。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、その他についてご説明いたします。112ページをご覧ください。

その他（議案書112ページを参照して説明）

1. 8月の行事報告
2. 9月の行事予定等
3. その他

（1）農業委員の募集について

議長
委員
議長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり。

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第26回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

（閉会 午後3時20分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 4 番委員

議事録署名委員 5 番委員